

スマートフォンを使用した贈与税申告書作成方法

この入力例では、「父親から現金の贈与」を受けた場合に、贈与税の申告書をスマートフォンで作成し、マイナンバーカードを利用してe-Taxで送信する方法をご案内します。

赤枠の箇所をタップ・選択して進んでください。

- ※ **1-1**から**1-8**と、**4-1**以降は、申告内容に関わらず共通する画面です。
- 一般の贈与（暦年課税）を適用する場合は、**2-1**以降を、
- 住宅取得等資金の非課税を適用する場合は、**3-1**以降をご覧ください。
- 相続時精算課税の適用をする場合は、2ページの「動画で見る確定申告」から作成手順の動画をご覧ください。

e-Taxに必要なもの

① スマートフォン（マイナンバーカード読取対応）



マイナポータルアプリをインストール



iPhoneの方



Androidの方

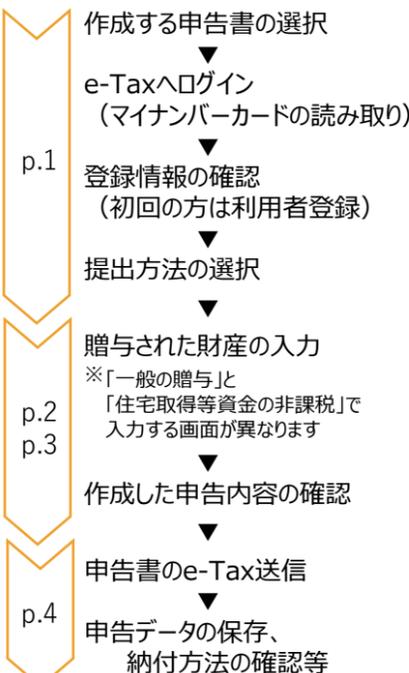
② マイナンバーカード（次のパスワードも必要です。）

- ✓ 利用者証明用電子証明書のパスワード（数字4桁）
- ✓ 署名用電子証明書のパスワード（英数字6文字以上16文字以下）

パスワードが分からない場合の対応方法は、公的個人認証サービスのポータルサイトをご確認ください。

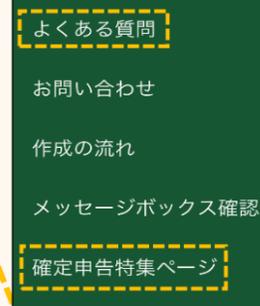


【申告書作成フロー】



二次元コードを読み取り、作成を開始

1-1 確定申告書等作成コーナーにアクセスし作成開始



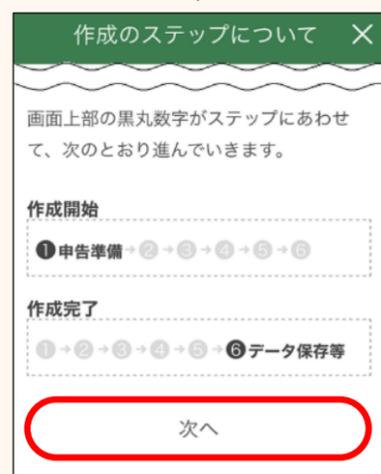
「メニュー」ボタンについて

よくある質問
 確定申告書等作成コーナーの各画面の入力例や、贈与税に関するお問い合わせの多い質問に対する回答などを掲載しています。

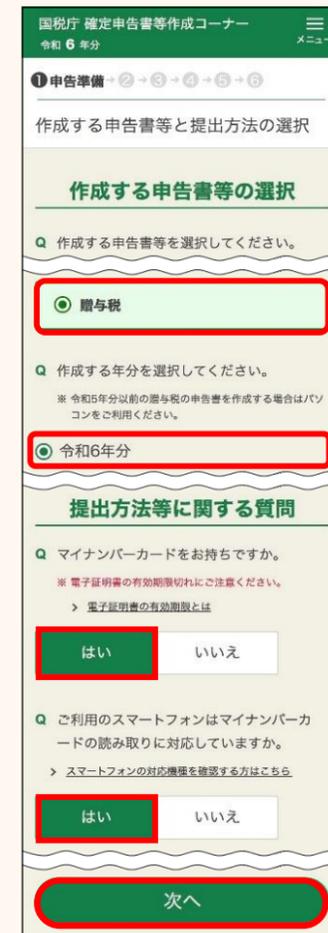
確定申告特集ページ
 申告・納税期限のほか、e-Taxの利用方法や納税の方法など申告に関する情報を紹介しています。

確定申告特集ページ内の、「贈与税の申告をされる方へ」のページには、確定申告書等作成コーナーの操作動画や、贈与税の申告のしかたを掲載しています。

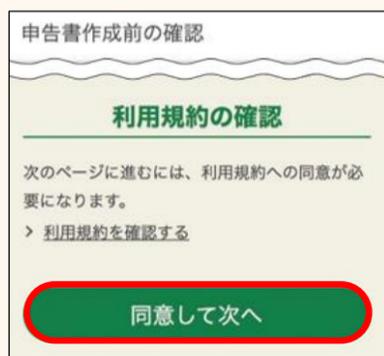
（注）確定申告特集ページのリンクはトップページのメニューボタンにのみ表示されます。



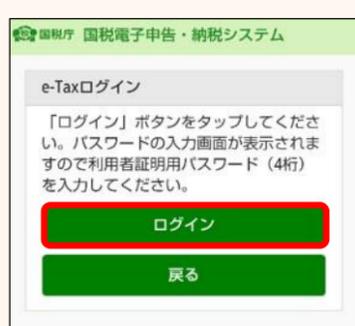
1-2 作成する申告書等の選択



1-3 利用規約の確認



1-4 e-Taxログイン



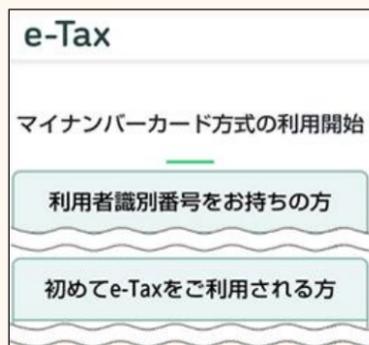
パスワード（4桁）を入力



スマートフォンをマイナンバーカードの中央に置き「読み取り開始」をタップ

スマホ用電子証明書を利用する場合は、読み取りを省略できます。（Androidのみ対応）

1-5 利用者登録



マイナンバーカードを利用して、初めて確定申告をする場合、利用者登録のための入力画面が表示されますので、画面の案内に沿って入力をしてください。

過去にマイナンバーカードを利用して確定申告をしたことがある方は、「1-5」ではなく、「1-6」が表示されますので、次に進みます。

利用者登録の詳しい方法は、別紙「参考」マイナンバーカードを利用して初めて確定申告をする場合」をご覧ください。

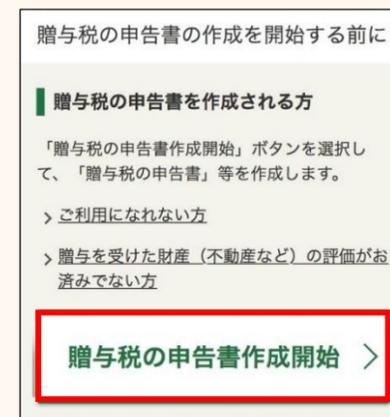
1-6 登録情報の確認・訂正



表示された情報を確認し、変更等があれば、「訂正」をタップし、情報を訂正

誤りがなければ、「次へ」をタップ

1-7 申告書作成開始



1-8 提出方法の選択等



一般の贈与

を適用する方は **2-1** へ

住宅取得等資金の非課税

を適用する方は **3-1** へ

2-1 入力する贈与財産の選択

取得財産の入力

入力する贈与財産の選択

下のボタンの中から該当するものを押して、画面の案内に沿って、入力を開始してください。

原則的な課税方式(暦年課税)で計算する方

> 暦年課税とは

一般の贈与
暦年課税に係る基礎控除額110万円

2-2 贈与者情報入力

一般の贈与がある方の入力(贈与者情報の入力)

贈与者(財産をあげた方)について入力してください。

贈与者(財産をあげた方)

贈与者の氏名 フリガナ **必須**
※: 各全角カナ11文字以内

コクセイ イチロウ

次へ

「贈与者(財産をあげた方)」の氏名や住所などを入力し、「次へ」をタップ

2-3 贈与を受けた財産の入力

一般の贈与がある方の入力(取得財産の入力)

画面内の ? をタップすると、説明ページに遷移できます。

贈与を受けた財産について入力してください。

入力例 ?

贈与を受けた財産(特例贈与財産)

贈与を受けた財産の種類 **必須**

現金、預貯金等

贈与を受けた財産の細目 **必須**

現金、預貯金等

贈与を受けた財産の利用区分

現金

財産の所在地 ?
※: 全角60文字以内

東京都千代田区霞が関〇〇〇〇

財産の価額(円) **必須**
※: 半角数字10桁以内

5,000,000

「財産の価額」に誤りがないことを確認

同じ贈与者から取得した財産の追加

入力した財産以外に、同じ贈与者から別の贈与財産を取得している場合は、「財産を追加する」ボタンを選択してください。

+ 財産を追加する

次へ

贈与を受けた財産の入力方法の詳細は、「動画で見る確定申告」又は「参考: 贈与を受けた財産の種類、所在地などについて」をご覧ください。

同じ贈与者から、他に贈与を受けた財産がある場合は、「財産を追加する」から追加

2-4 入力内容の確認

取得財産の入力(一般の贈与)

入力内容の確認

以下の贈与者から取得した財産の内容を表示します。

取得した財産の明細

1件目

種類、細目、利用区分・銘柄等

現金、預貯金等
現金、預貯金等
現金

財産を取得した年月日

令和6年9月19日

財産の価額

5,000,000円

訂正 削除

次へ

他の贈与者から、贈与を受けた財産がある場合は、「贈与者を追加する」から追加

2-5 入力結果の確認

取得財産の入力

入力する贈与財産の選択

下のボタンの中から該当するものを押して、画面の案内に沿って、入力を開始してください。

入力結果表(一般の贈与)

No.1

贈与者氏名
国税 一郎

財産区分
特例贈与財産

<1件目> 財産を取得した年月日、取得した財産の種類、財産の価額

令和6年9月19日
現金、預貯金等
5,000,000円

訂正 削除

+ 贈与者を追加する

次へ

「次へ」をタップして

4-1

参考: 贈与を受けた財産の種類、所在地などについて

【参考1】 贈与を受けた財産の種類等の例

種類	細目	利用区分、銘柄・名称等
土地(路線価地域) 土地(倍率地域)	宅地	自用、貸宅、貸家建付、借地権、居住建物※の敷地の用に供される土地などの別
	田、畑	自用、貸付、賃借権(耕作権)、永小作権の別
	山林	普通山林、保安林の別
	その他の土地	雑種地、原野、牧場、池沼、鉱泉地の別
家屋	家屋、構築物	家屋については自家家屋、貸家、居住建物※の別 構築物については駐車場、養魚池、広告塔などの別
現金、預貯金等	現金、預貯金等	現金、住宅取得資金、普通預金、当座預金、定期預金、通常貯金、定期貯金、定期積金、金銭信託などの別
有価証券	上場株式等、株式等(配当還元方式)、株式等(その他の方式)、公債・社債、証券投資信託の受益証券、貸付信託の受益証券	その銘柄

※ 「居住建物」とは、配偶者居住権の目的となっている建物をいいます。

【参考2】 贈与を受けた財産の所在地の入力内容

贈与を受けた財産	財産の所在地
現金	贈与者(財産をあげた方)の住所
預貯金等	預金、貯金、金銭信託については預入先金融機関などの名称と支店名
有価証券	発行法人の所在地と名称 (公債及び上場有価証券で保護預り、保証金の代用、担保などとして提供されているものについては、その提供先証券会社などの名称と支店名)
生命保険金	支払保険会社の所在地と名称

【参考3】 「居住用の区分所有財産」(いわゆる分譲マンション)の入力

「居住用の区分所有財産」(いわゆる分譲マンション)に係る宅地(敷地利用権)及び家屋(区分所有権)の価額については、区分所有補正率を掛けて計算する場合があります。区分所有補正率による補正がある場合は、計算後の評価額を「財産の価額」欄に直接入力してください。

入力方法について詳しくは...

動画で見る確定申告

贈与を受けた財産の入力方法について動画でご案内しています。



3-1 入力する贈与財産の選択

取得財産の入力

入力する贈与財産の選択

下のボタンの中から該当するものを押して、画面の案内に沿って、入力を開始してください。

住宅取得等資金の非課税を適用する方

> 住宅取得等資金の非課税とは

住宅取得等資金の非課税の適用を受ける財産

3-2 非課税適用要件チェック (その1)

非課税の適用要件チェック (その1)

入力例 ?

資金の使途について

Q 新築又は取得と増改築等のいずれかに該当しますか? **必須** ?

新築又は取得 増改築等

適用要件の確認

非課税の適用を受けるためには以下の要件の全てに該当する必要があります。

「受贈者 (あなた)」に関する事項

次へ

「新築又は取得」・「増改築等」のいずれかを選択し、特例の適用要件を確認したあと、「次へ」をタップ

3-3 非課税適用要件チェック (その2)

非課税の適用要件チェック (その2)

その他の確認事項

住宅の種類についての入力 必須

Q あなたが新築 (取得) 又は増改築等をした住宅は、省エネ等住宅に該当しますか?

> 省エネ等住宅について

該当する 該当しない

所得税の確定申告書の提出に関する入力

令和6年分の所得税の確定申告書を所轄税務署長へ提出した場合は、「令和6年分の所得税の確定申告書を提出しました」にチェックを付けてください。

令和6年分の所得税の確定申告書を提出しました

次へ

省エネ等住宅について「該当する」・「該当しない」のいずれかを選択し、「次へ」をタップ

所得税の申告書を提出した方はチェック

3-4 非課税財産の入力

非課税財産の入力 (非課税限度額1,000万円)

贈与者 (財産をあげた方)

新たに贈与者を入力する

贈与者の氏名 フリガナ **必須**

※: 各全角カタカナ11文字以内

コクゼイ イチロウ

非課税の適用を受ける財産の取得状況

1回目

贈与により財産を取得した日 **必須**

令和 6 9 25

財産の所在地 ?

※: 全角40文字以内

東京都千代田区霞ヶ関〇〇〇〇

住宅取得等資金の金額 **必須**

※: 半角数字10位以内

10,000,000

非課税の適用を受ける金額

住宅資金非課税限度額は、10,000,000円です。

非課税の適用を受ける金額 (最高1,000万円) **必須**

※: 半角数字5桁以内
※: この範囲で入力した贈与者に係る金額のみ入力してください。

10,000,000

次へ

「贈与者 (財産をあげた方)」の氏名や住所などを入力

財産の所在地の入力については、**2-3** をご覧ください。

不動産番号等の入力について

不動産番号等の入力

i 不動産番号等を入力して、登記事項証明書の添付を省略することができます。

不動産番号等を入力して、登記事項証明書の提出を省略する

住宅取得等資金の非課税を適用する場合に、不動産番号等を入力することにより、登記事項証明書の添付を省略することができます。

住宅取得等資金の金額や、非課税の適用を受ける金額を入力し、「次へ」をタップ

参考：非課税限度額

贈与の時期	住宅用家屋の種類	省エネ等住宅	左記以外の住宅
令和6年1月1日から 令和8年12月31日まで		1,000万円	500万円

3-5 課税制度選択

課税制度選択

取得した財産の金額について、住宅取得等資金の非課税適用後の残額がありますので、適用する課税制度を選択してください。

今回の贈与者から令和5年分以前の年分に贈与により取得した財産について相続時精算課税の適用を受けている方は、「相続時精算課税」ボタンを押してください。

原則的な課税方式 (暦年課税) で計算する方

> 暦年課税とは

暦年課税

相続時精算課税の特例を適用する方

> 相続時精算課税とは

相続時精算課税

住宅取得等資金の金額が、非課税の適用を受ける金額を上回る場合のみこの画面が表示されますので、「**暦年課税**」か「**相続時精算課税**」のいずれかを選択します。

それ以外の方は、次の **3-6** が表示されます。

3-6 入力内容の確認

取得財産の入力 (非課税)

入力内容の確認

以下の贈与者から取得した財産の内容を表示しています

非課税の適用を受ける財産の明細

No.1

贈与者 国税 一郎

住宅取得等資金の金額 10,000,000円

非課税の適用を受ける金額 10,000,000円

次へ

3-7 入力結果の確認

取得財産の入力

入力する贈与財産の選択

下のボタンの中から該当するものを押して、画面の案内に沿って入力を開始してください。

入力結果表 (住宅取得等資金の非課税)

No.1

贈与者氏名 国税 一郎

住宅取得等資金の金額 10,000,000円

非課税の適用を受ける金額 10,000,000円

次へ

贈与税に関する質問は…

タックスアンサー

税の質問に対する一般的な回答を自分に合った状況やキーワードなどから調べることができます



「次へ」をタップして、**4-1** へ

4-1 計算結果確認

贈与税額計算結果表示

納付する金額
485,000円

納付期限：令和7年3月17日（月）

税金の計算確認

暦年課税分

暦年課税分の課税価格の合計額

次へ

「納付する金額」を確認し、「次へ」をタップ

過去の申告状況の入力について

暦年課税（特例税率）に関する入力

初めて特例税率の適用を受ける方（添付書類のご案内）

暦年課税に係る基礎控除額110万円を控除した後の課税価格が300万円を超えるときは、贈与税の申告書のほかに、次の書類を所轄の税務署へ提出する必要があります。

- 受贈者の戸籍の謄本又は抄本その他の書類で、受贈者の氏名、生年月日及び受贈者が贈与者の直系卑属に該当することを証する書類

過去の年分において同じ贈与者からの贈与で特例税率の適用を受けている方

贈与者との続柄を明らかにする戸籍の謄本などの書類を過去の年分において税務署へ提出している場合には、「過去の贈与税の申告状況の入力」ボタンから入力してください。

過去の贈与税の申告状況の入力

一般の贈与（2-1～2-5）を適用する方で、令和5年以前の特例税率を適用するために戸籍の謄本などを提出している場合には、「過去の贈与税の申告状況の入力」から入力してください。

※ 贈与者の続柄や、贈与した財産の価額に応じて自動的に特例税率が選択されます。

4-2 住所・氏名等の入力

住所・氏名等の入力

納付する金額
485,000円

納付方法

納付方法の選択

納付方法 **必須**

> 各納付方法の内容を確認する

選択してください

通知方法の選択

この申告書に係る通知等（加算税の賦課決定通知）がある場合、電子的に受け取ることができます。e-Taxで受け取ること、書面での保存が不要となり管理が楽になるなどのメリットがあります。

> 電子交付を希望する場合の留意事項

Q e-Taxによる電子交付か郵送等による書面交付のどちらを希望しますか？ **必須**

電子交付 書面交付

次へ

納付方法の詳細は、「参考：納付のご案内」をご覧ください。

4-3 送信前の申告内容確認

送信前の申告内容確認

申告書等を表示して、送信前に申告内容を確認してください。

なお、申告書等はまだ送信されていませんので、この画面に表示される洋画画面で

申告書等を表示する

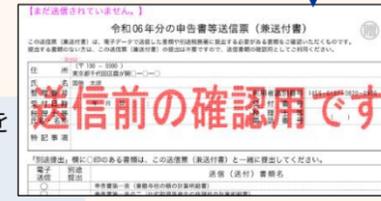
※：PDFファイルが表示されない場合は、タブボタンを押して、別の画面に表示されていないかご確認ください。

申告内容を訂正する場合

次へ

「申告書等を表示する」をタップすると、PDFでイメージが表示されます。

申告内容を訂正する場合は、「申告内容を訂正する」をタップ
誤りがなければ、「次へ」をタップ



送信前の確認用です。

4-4 送信準備

送信準備

e-Taxの利用可能時間について

令和7年3月17日（月）24時を過ぎた令和6年分の贈与税申告のデータは、申告期限後に提出されたものとなりますので、ご注意ください。

特記事項の入力

特記事項がある場合は、以下の欄で入力してください。

その他の事項の入力等

登記情報の入力

Q 登記事項証明書の添付を省略するため、インターネット登記情報提供サービスの照会番号を入力しますか？

インターネット登記情報提供サービスの照会番号とは？

入力する 入力しない

子他参考事項（任意入力）

次へ

戻る

ここまでの入力内容を保存

4-5 送信

データの送信

e-Tax送信

贈与税の申告書データを送信しますので、「送信する」ボタンをタップしてください。

その後、確認画面が表示されますので、「送信を実行する」ボタンをタップすると、贈与税の申告書データが送信されます。

送信する

確認

申告書データを送信しますが、よろしいですか。

※ 「送信を実行する」ボタンをタップした後は、操作せずにお待ちください。

(KC-MC2002)

送信を実行する

キャンセル

送信完了

正常に送信が完了しました。

閉じる

4-6 送信結果の確認

送信結果の確認

送信完了までの流れ

送信結果の確認

以下の内容で贈与税の申告書データが正常に送信されました。

添付書類のイメージデータ送信

e-Taxで贈与税申告を提出（送信）する場合、別途郵送等で書面により提出する必要がある添付書類について、書面による提出に代えて、イメージデータ（PDF形式）により提出できます。

添付書類をイメージデータ（PDF形式）により送信する方は、「添付書類（PDF）を送信する」ボタンをタップしてください。

添付書類（PDF）を送信する

添付書類のイメージデータ送信を行わない方は「次へ」ボタンをタップして「送信票等の印刷」画面に進んでください。

次へ

「正常に送信されました」と表示されていることを確認

イメージデータ送信について

e-Taxで贈与税申告書提出（送信）する場合、別途提出する必要がある添付書類について、書面による提出に代えて、イメージデータ（PDF形式）により提出できます。

詳しくは、よくある質問「添付書類のイメージデータによる提出」をご覧ください。



4-7 送信票兼送付書等の印刷

送信票兼送付書等印刷

申告書等を表示して、送信した申告内容を確認してください。

確認に当たっての留意事項

- プリンタをお持ちでない場合は、プリントサービス（有料）を利用して申告書等を印刷することもできます。
- > コンビニプリントのご案内

確認手順

1. 「申告書等を表示する」ボタンを押してください

申告書等を表示する

※：PDFファイルが表示されない場合は、タブボタンを押して、別の画面に表示されていないかご確認ください。

次へ

「申告書等を表示する」をタップして、申告書等の控えを保存し、「次へ」をタップ。

4-8 送信後の作業

申告書を送信した後の作業について

送信後の作業

入力内容の保存

入力した内容を作成コーナー専用データ（.data形式）として保存します。

保存した入力データは、翌年以降に申告書を作成する場合に利用できます。

入力データのダウンロードページへ

添付書類の準備

「申告書等送信票（兼送付書）」を印刷の上、「別途提出」欄に〇印がある添付書類を提出してください。

> 提出が必要な添付書類の確認方法（申告書等送信票（兼送付書）の見方）

納付

申告書の提出後に、税務署から納税のお知らせはありません。

納期限に遅れる場合の留意事項

納付方法

ダイレクト納付（e-Taxによる口座振替）

インターネットバンキングで納付

終了（トップ画面へ戻る）

「入力データのダウンロードページへ」をタップすると、作成コーナー専用データ(.data)を保存することができます。

保存したデータは翌年以降に申告書を作成する場合に利用できます。

別途提出が必要な添付書類がある場合には、「添付書類の準備」欄が表示されます。（必要な添付書類がない場合は表示されません。）

納付すべき税額がある場合には、「納付方法」を選択することで、引き続き納付手続を行うことができます。

納付方法については、「参考：納付のご案内」をご覧ください。

参考：納付のご案内

申告書を提出された方で、納付する税額がある場合は、納期限までに納付していただく必要があります。

次の納付方法から選択し、納付手続を行ってください。

- 電子納税（ダイレクト納付（e-Taxによる口座振替）又はインターネットバンキング）
 - クレジットカード納付
 - スマホアプリ納付（Pay払い）
 - コンビニ納付
 - 金融機関等での窓口納付
- ※1 クレジットカード納付は、納付税額に応じた決済手数料がかかります。
- ※2 スマホアプリ納付及びコンビニ納付は、納付税額が、30万円以下の場合に利用できます。

納付の手続きについて、詳しくはこちらをご覧ください。



令和6年分の贈与税の納期限は
令和7年3月17日（月） です

※ 申告書の提出（送信）後に税務署から納付書や納税通知等のお知らせが送付されることはありませんので、ご注意ください。

「参考」 マイナンバーカードを利用して初めて確定申告をする場合

マイナンバーカードを利用して初めて確定申告をする場合、マイナンバーカードを読み取った後に利用者登録のための入力画面が表示されますので、画面の案内に沿って、入力を行います。

e-Tax

マイナンバーカード方式の利用開始

利用者識別番号をお持ちの方

マイナンバーカード方式の利用開始手続きを行います。利用者識別番号とパスワードを入力し、「マイナンバーカード情報の確認へ」ボタンを押してください。

必須 利用者識別番号

例) 1111222233334444

0/16

必須 パスワード

英数字8文字以上50文字以内

マイナンバーカード情報の確認へ

利用者識別番号とパスワードとは

利用者識別番号やパスワードをお忘れになった方は、「戻る」ボタンを押してください。

初めてe-Taxをご利用される方

マイナンバーカードの読み取り

初めてe-Taxをご利用される方は「マイナンバーカードの読み取り」を押します。

なお、既に利用者識別番号をお持ちの方は、青枠の「利用者識別番号」と「パスワード」を入力し「マイナンバーカード情報の確認へ」を押します。

e-Tax

マイナンバーカード情報の確認

氏名などの情報を入力してください。

入力方法の選択

マイナンバーカードから読み取る

直接入力する

入力内容に誤りがないか確認の上、誤りがなければ「次へ」ボタンを押してください。

次へ

戻る

「マイナンバーカードから読み取る」を選択し、「次へ」を押します。

e-Tax

マイナンバーカード情報の確認

氏名などの情報を入力してください。

入力方法の選択

マイナンバーカードから読み取る

直接入力する

必須 読み取り方法

この端末を利用

QRコードの表示

この端末を利用

マイナンバーカードをこの端末で読み取る方は事前にマイナポータルアプリのインストールが必要です。マイナポータルアプリがインストールされている方は「この端末を利用」ボタンを押してください。マイナポータルアプリが起動しますので、券面事項補助入力用パスワード(4桁の数字)を入力してください。

App Store

Google Play

この端末を利用

「マイナンバーカードから読み取る」及び「この端末を利用」を選択し、画面下部の「この端末を利用」を押します。

券面事項入力補助用のパスワード(数字4桁)を入力し、マイナンバーカードの読み取りをします。



e-Tax

マイナンバーカード情報の確認

この端末を利用

氏名

国税 太郎

生年月日

1970年1月1日

住所

東京都千代田区霞が関3丁目1番1号

性別

男

入力内容に誤りがないか確認の上、誤りがなければ「次へ」ボタンを押してください。

次へ

「マイナンバーカード情報の確認」画面にマイナンバーカードから読み取った情報が表示されますので内容を確認し、「次へ」を押します。

※既に利用者識別番号をお持ちの方は、一番右の「本人確認/情報取得希望」の画面に進みます。(次の①～③の操作は不要です。)

e-Tax

よくある質問

利用者情報登録

利用者情報登録 内容確認 登録完了

内容確認する

①利用者情報登録
氏名等はマイナンバーカードを読み込むことで自動入力されますので、その他未入力の情報を入力の上、「内容確認する」を押します。

e-Tax

よくある質問

内容確認

利用者情報登録 内容確認 登録完了

送信する

②内容確認
「内容確認」画面が表示されますので、入力内容を確認し、「送信する」を押します。

e-Tax

よくある質問

利用者情報登録完了

利用者情報登録 内容確認 登録完了

e-Taxの利用者情報登録が完了しました。

利用者識別番号等の通知

次へ

③利用者情報登録完了
送信後の結果を確認し「次へ」を押します。

e-Tax

本人確認/情報取得希望

確認情報

利用者識別番号

1741 0721 2095 0007

氏名

国税 太郎

生年月日

1970年1月1日

本人確認/情報取得希望

e-Taxからの情報取得

e-Taxからの情報取得を希望すると、申告書等作成時に必要な各種情報を取得することができます。取得できる情報の詳細は国税庁ホームページをご確認ください。情報取得を希望するにあたっては、マイナンバーカードによる本人確認の手続きとは別に、マイナンバーカードの読み取りと券面事項入力補助用パスワード(4桁の数字)の入力が必要となります。

e-Taxからの情報取得を希望する

本人確認

本人確認の手続きには、マイナンバーカードまたはスマートフォン電子証明書の署名用パスワード(6～16桁の英数字)が必要となります。

必須 認証方法の選択

この端末を利用

QRコードの表示

この端末を利用

この端末を利用

マイナンバーカードまたはスマートフォン電子証明書をスマートフォンで利用する方は事前にマイナポータルアプリのインストールが必要です。マイナポータルアプリがインストールされている方は「この端末を利用」ボタンを押してください。マイナポータルアプリが起動しますので、署名用パスワード(6～16桁の英数字)を入力してください。

App Store

Google Play

この端末を利用

e-Taxからの情報取得を希望すると、申告書等の作成時に必要な各種情報を取得することができます。希望する場合には、「e-Taxからの情報取得を希望する」をタップし、本人確認のためにご自身のカナ氏名を入力の上、マイナンバーカードの読み取りを行ってください。

メモ
「e-Taxからの情報取得を希望する」をタップすると、カナ氏名の入力欄が表示されます。

「マイナンバーカードの利用方法」で「この端末を利用」を選択の上、「本人確認」項目の上に表示された「この端末を利用」ボタンを押し、マイナンバーカードを読み取ります。

※マイナンバーカードを読み取る際に、券面事項入力補助用パスワード(4桁の数字)が必要となります。

本人確認のため、ご自身のカナ氏名を入力してください。

必須 姓(フリガナ)

例) コケゼイ

0/59

必須 名(フリガナ)

例) タロウ

0/59

必須 マイナンバーカードの利用方法

この端末を利用

この端末を利用

本人確認するために、マイナンバーカードの読み取りを行います。

メモ
「認証方法の選択」で、「この端末を利用」を選択の上、画面下部の「この端末を利用」ボタンを押し、マイナンバーカードを読み取ります。

※マイナンバーカードを読み取る際に、署名用電子証明書のパスワード(6～16文字の英数字)が必要となります。